

大阪府地域密着型サービス外部評価の指定研修機関選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府地域密着型サービス外部評価実施要綱第6条第3項の規定に基づき、指定研修機関の要件及び選定手続等を定める。

(指定研修機関の要件)

第2条 指定研修機関の要件は、次のとおりとする。

- (1) 評価調査員が所属する評価機関を運営する法人以外の法人であること。ただし、評価調査員が所属する評価機関を運営する法人であって、研修を実施する部署と外部評価を実施する部署とが独立した関係にある等、研修の実施状況を客観的に確認することができるものと認められる場合には、この限りでない。
- (2) 講師、会場等の研修体制及び事務処理体制が確保されていること。
- (3) 会計帳簿、決算書類等が整備されているとともに、適正な経理処理が行われていること。
- (4) 研修修了者名簿等を継続的に管理する体制が確保されていること。
- (5) 次に掲げる事項について、適切に業務を行う体制とすること。
 - ① 研修事業の名称、実施場所、研修期間、研修課程、講師氏名、研修修了の認定方法、受講資格、受講手続、受講料、研修修了者名簿の管理体制等について明らかにした研修実施規程を定めること。
 - ② 研修の受講状況を把握し、保存すること。
 - ③ 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。
 - ④ 演習等において知り得た個人の秘密の保持について厳格に行なうとともに、研修受講者に対しても、この点につき十分留意するよう指導すること。

(指定研修機関の選定手続等)

第3条 指定研修機関の選定は公募によるものとし、選定を受けようとする法人は、府に対し、次の書類を提出し、審査を受けるものとする。

- (1) 指定研修機関選定申請書(様式第1号)
- (2) 法人の定款、寄附行為等及び法人登記簿の謄本
- (3) 法人が、当該法人の運営する評価機関に所属する評価調査員の研修を実施する場合には、法人の運営規程、組織規程等、研修の実施状況を客観的に確認することができる組織体制であることを証する書類
- (4) 講師の名簿及び研修実施予定会場の名称
- (5) 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録
- (6) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 研修実施規程
- (8) その他府において必要と認める書類

- 2 府は、審査の結果、申請のあった法人が指定研修機関として適当であると認められる場合には、指定評価機関として選定し、当該指定研修機関に対し、指定研修機関選定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 府は、指定研修機関を選定したときは、情報を公表するものとする。

（選定の有効期間）

第4条 選定の有効期間は、2年間とする。

（選定の更新）

第5条 指定研修機関は、選定の有効期間の満了後においても引き続いて選定を受けようとするときは、有効期間の満了の日の30日前までに、府に対し、次の書類を提出し、更新の審査を受けるものとする。

（1）指定研修機関選定更新申請書（様式第3号）

（2）第3条第1項第2号から第8号までに掲げる書類。ただし、その内容が当該更新申請の以前の選定申請等の際に提出したものと同一である書類については、提出を省略することができる。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、選定の更新において準用する。

（変更の届出）

第6条 指定研修機関は、選定を受けた後に、選定申請の際に提出した書類の内容のいずれかに変更が生じたときは、指定研修機関変更届出書（様式第4号）に変更後の当該書類を添付して、遅滞なく府に届け出るものとする。

（廃止の届出）

第7条 指定研修機関は、選定を受けた後に、指定研修事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに、指定研修機関廃止届出書（様式第5号）に廃止の理由を付して、府に届け出るものとする。

2 第3条第3項の規定は、廃止の届出があった場合において準用する。

（選定の取消し）

第8条 府は、選定した指定研修機関が第2条に規定する要件のいずれかを欠くに至った場合その他適切な研修を行うのにふさわしくないと認められる状況が生じた場合には、選定を取り消すものとする。

2 選定の取消しに係る手続等については、次のとおりとする。

（1）府は、選定した指定研修機関について、選定の要件が具備されているかを確認するために、書類の提出を求め、指定研修機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができるものとする。

（2）指定研修機関は、前号の調査等に対し積極的に協力するものとする。

(3) 府は、指定研修機関の要件を欠く具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求め、是正されない場合においては選定を取り消すものとする。

(4) 府は、選定の取消しに当たっては、当該指定研修機関に対し、指定研修機関選定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 第3条第3項の規定は、選定の取消しにおいて準用する。

(選定を取り消された法人及び当該法人の役員が新たに設立した法人の選定)

第9条 選定を取り消された法人及び当該法人の役員が新たに設立した法人については、取消しの日から5年間は選定資格を喪失する。

(研修の実施方法等)

第10条 評価機関の評価調査員が受講する研修は次のとおりとする。

(1) 評価調査員養成研修

外部評価を実施する評価機関に属する者（予定を含む。）であって、今後評価調査員として事務に従事しようとする者が受講すべき研修

(2) フォローアップ研修

外部評価を実施する評価機関に属する者であって、現に評価調査員として事務に従事している者が受講すべき研修

(研修の内容等)

第11条 評価調査員養成研修及びフォローアップ研修に係る標準的な研修内容等については、大阪府地域密着型サービス外部評価の評価機関選定要領において定めるカリキュラムのとおりとする。

(履修者にかかる管理)

第12条 指定研修機関の長は、研修修了者に対し、修了証明書を交付するとともに、研修修了者について、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、指定研修機関の選定の実施等に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 27 日から施行する。